

業務公告

柏原市公告第26号

柏原市役所庁舎総合管理業務に係る公募型簡易プロポーザルの実施について次のとおり公告する。

令和元年9月13日

柏原市長 富 宅 正 浩

1 業務概要

- (1) 業務名 柏原市役所庁舎総合管理業務
- (2) 業務内容 別紙「柏原市役所庁舎総合管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）
のとおり
- (3) 業務期間 令和元年12月1日から令和3年3月31日まで（16ヶ月間）
- (4) 委託料 【柏原市が定める見積額の上限額（月額）】 5,040,000円
(消費税及び地方消費税を含まない。)
※参加者の見積書記載金額（月額）が、柏原市が定める「見積額の上限額（月額）5,040,000円」を上回る場合は、その参加者を失格とする。

2 業務受託者の選定方法

- (1) 「柏原市役所庁舎総合管理業務プロポーザル審査委員会設置要綱」に定める柏原市役所庁舎総合管理業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において受託候補者を選定する。
- (2) 委員会は、当該業務の参加を認められた者の提出する書類の内容をもとに審査するものとする。
- (3) 審査結果については、提案者全員に文書にて通知する。
- (4) 審査結果により最も総合点の高い者を選定する。
- (5) 提案者が一者の場合は、委員会から6割以上の評価点を受ければその者と随意契約に向けて協議を行うことができるものとする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる全てを満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び同条第2項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32年度の柏原市物品購入・役務提供における入札参加有資格者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者で更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者で再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- (4) 柏原市暴力団排除条例（平成25年柏原市条例第27号）第2条第7号に規定する暴力団員又は同条第8号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 参加申込書提出から契約締結日までの間、柏原市入札参加有資格業者停止要綱による指

名停止処分業者又は指名回避業者でないこと。

(6) 次のア又はイに該当すること。

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）第12条の2第1項第1号に掲げる事業について同項の登録をしていること。

イ 建築物衛生法第12条の2第1項第8号に掲げる事業について同項の登録をしていること。

(7) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条に規定する認定を受けていること。（府の区域外に主たる事務所を有する者にあつては、同法第9条に規定する届出書を大阪府公安委員会に提出していること。）

(8) 障害者雇用状況報告書（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和51年労働省告示第112号）第4条の規定による障害者雇用状況報告書をいう。以下同じ。）のB雇用の状況⑧法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数が45.5人以上であること。

(9) 平成21年4月1日から平成31年3月31日までの過去10年間に於いて、国、地方公共団体その他公法人又は公益法人から、延床面積が4,000㎡以上の規模を有する施設の建物総合管理業務（清掃業務及び警備業務の両業務を含む）を元請として受注し、平成31年3月31日までに完了した実績を有すること。

4 実施スケジュール予定

内 容	日 程
①公告	令和元年9月13日(金)午後1時 柏原市ウェブサイトにて公表する。 http://www.city.kashiwara.osaka.jp/
②参加申込書受付開始	令和元年9月13日(金)午後1時
③質疑受付期間	令和元年9月13日(金)午後1時から 令和元年9月20日(金)正午まで
④質疑回答日	令和元年9月25日(水)午後1時 柏原市ウェブサイトにて公表する。
⑤参加申込書受付締切	令和元年9月27日(金)午後5時
⑥参加資格審査結果通知	令和元年10月3日(木)午後1時 参加申込者に参加資格の有無をFAXにて通知する。
⑦提案書受付期間	令和元年10月4日(金)午後1時から 令和元年10月10日(木)正午まで
⑧選定結果通知	令和元年10月18日(金) 全提案者への書面通知及び柏原市ウェブサイトにて公表する。

5 プロポーザル参加申込に関する事項

(1) 応募事業者の募集

①柏原市ウェブサイト、柏原市役所本館前掲示板及び契約検査課前掲示板にて実施要領を公開して募集する。

②公開期間は令和元年9月13日(金)～令和元年10月10日(木)

(2) 参加申込における提出書類

①参加申込書兼誓約書（様式第1号）

※参加申込書兼誓約書（様式第1号）に押印する印鑑は、柏原市届出済みの使用印鑑、又は実印とする。

②同種業務の受託実績調書（様式第2号）

- ・平成21年4月1日から平成31年3月31日までの過去10年間において、国、地方公共団体その他公法人又は公益法人から、延床面積が4,000㎡以上の規模を有する施設の建物総合管理業務（清掃業務及び警備業務の両業務を含む）を元請として受注し、平成31年3月31日までに完了した実績を必ず1件以上記載すること。なお、実績を未記入の参加者は、参加資格がないものと判断する。
- ・実績については評価項目の対象とも兼ねるため、5件まで記載することができる。
- ・記載した業務の契約書の写し（又は発注者が作成した契約履行証明書）、受託業務仕様書を添付すること。

③次のア又はイ、どちらかの登録証明書の写し

- ア. 建築物衛生法第12条の2第1項第1号に掲げる事業についての登録証明書の写し
- イ. 建築物衛生法第12条の2第1項第8号に掲げる事業についての登録証明書の写し

④警備業法に基づく警備業の認定証の写し

⑤障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項の規定による報告に係る障害者雇用状況報告書の写し

- ・令和元年6月1日現在のもので、所管する公共職業安定所の受付印があるもの。

(3) 参加申込の受付期間

①受付期間 令和元年9月13日（金）午後1時～令和元年9月27日（金）午後5時まで

※ただし土・日・祝日は除く。

②受付時間 午前9時～午後5時まで。

※ただし平日の正午～午後1時の間は除く。

③提出方法 「5 プロポーザル参加申込に関する事項（2）参加申込における提出書類」で定める提出書類を全て揃えて持参すること。

④提出場所 「15 提出先、問合せ先」まで。

- ⑤その他
- ・提出された書類は返却しないこととする。
 - ・受付後に虚偽の記載等参加資格を有しないことが判明した場合、失格とする。
 - ・提出書類受付後、補足資料等の提出を求めることができるものとする。

6 申込書類の参加資格審査結果通知

提出された参加申込書等を審査した結果を以下のとおり通知する。

(1) 通知日時 令和元年10月3日（木） 午後1時

(2) 通知方法 参加資格審査結果通知書を、参加申込書兼誓約書（様式第1号）に記載の担当者あてにFAXにて通知する。その後原本を送付するものとする。

7 参加の辞退

当該業務における参加申込書兼誓約書（様式第1号）の提出後、参加を辞退する場合は以下のとおりとする。

- (1) 受付期間 参加申込後～令和元年10月10日（木）正午まで
※ただし土・日・祝日は除く。
- (2) 受付時間 午前9時～午後5時まで ※ただし平日の正午～午後1時の間は除く。
- (3) 提出方法 辞退届（様式第9号）を持参により提出すること。ただし、提案書提出後の辞退はできない。
- (4) 提出場所 「15 提出先、問合せ先」まで。

8 参加申込・提案書に関する問い合わせ

参加申込・提案書に関して質問がある場合は、以下のとおり問い合わせること。

- (1) 受付期間 令和元年9月13日（金）午後1時～令和元年9月20日（火）正午まで
※ただし土・日・祝日は除く。
- (2) 提出方法 質疑書（様式10号）に記入し、電子メールにて送信後、必ず電話にて受信確認を行うこと。
- (3) 送信先 「15 提出先、問合せ先」まで。
- (4) 回答方法 回答については、令和元年9月25日（水）午後1時より柏原市ウェブサイトにて公開するものとする。

9 提案書及び見積書の提出について

参加申込が認められた者については、定められた日までに次の書類を提出するものとする。

- (1) 受付期間 令和元年10月4日（金）午後1時～令和元年10月10日（木）正午まで
※ただし土・日・祝日は除く。
- (2) 受付時間 午前9時～午後5時。 ※ただし平日の正午～午後1時の間は除く。
- (3) 提出書類及び提出部数
 - ①評価提案書表紙（様式第3号） 1部
※評価提案書表紙（様式第3号）に押印する印鑑は、柏原市届出済みの使用印鑑、又は実印とする。
 - ②「別紙 柏原市役所総合管理業務プロポーザル評価基準表」の「提出日・提出部数・提出書類」に定められた各評価項目の書類及び提出部数
※同種業務の受託実績調書（様式第2号）及びそれに付随する契約書の写し（又は発注者が作成した契約履行証明書）、受託業務仕様書は参加申込時に提出すること。
 - ③任意様式による提案書の提出

連携体制等に関する提案書 7部	委託者と受託者に対して、業務を円滑に進めるための連携体制や意思疎通に関する提案を行い、それを評価する。
危機管理体制に関する提案書 7部	災害や事故発生の緊急時において、インフラが停止した場合を想定した危機管理体制の具体的な対応方法や連絡網を提案し、それを評価する。
清掃方法に関する提案書 7部	仕様書について、清掃箇所及び清掃回数の追加やより合理的かつ有効な清掃方法があれば提案を行い、それを評価

	する。なお、具体的な数値等を用いて、明確に現在の仕様書との差異がわかるように提案すること。
--	---

※なお、事業者名、所在地、連絡先（電話番号）、担当者名の記入を忘れないこと。

(4) 見積書及び積算内訳書

①提出部数 見積書（様式第4号） 1部

積算内訳書（任意様式） 1部

②提出方法は提案書と同様とし、必ず提案書と同時に提出すること。

③見積書記載金額は、消費税及び地方消費税を含まない月額を記載すること。

④見積書記載金額の頭部に¥を記載すること。その他注意事項について、見積書（様式第4号）の記載の注意事項にて確認すること。

⑤見積書記載金額の上限額は、5,040,000円とし、この上限額を上回る場合は、その参加者を失格とする。

(5) 提出方法 持参により提出すること。

(6) 提出先 「15 提出先、問合せ先」まで。

(7) その他

①「別紙 柏原市役所総合管理業務プロポーザル評価基準表」に基づき提案書を作成すること。

②提案書で指定の様式がある場合は、必ず指定の様式を使用すること。

③用紙のサイズは、JIS「A4判」とする。やむを得ず、A3判で作成する場合は、片面印刷でA4判に折り込みすること。

④提案書の綴りの順序は、「別紙 柏原市役所総合管理業務プロポーザル評価基準表」の評価項目の順序とすること。

⑤作成された提案書の成果物の著作権は本市に帰属するものとする。

⑥提出書類受付後、補足資料等の提出を求めることができるものとする。

⑦提案書に虚偽の記載をした場合には、提案書を無効とし提案者を失格とする。

10. 業者決定方法

(1) 審査方法

提出された提案書については、委員会において審査を実施し、評価点方式により順位付けを行い、本市の定める基準点以上の最高点を獲得した提案者を最優秀提案者とする。

なお、審査の結果、最高点を獲得した者が複数いる場合は、以下の方法で決定する。

① 見積金額が最も低い者

② ①の該当者が複数の場合くじ引き

(この場合、くじ引きを辞退することはできない)

(2) 決定の通知及び結果の公表

審査結果は採否に関わらず、令和元年10月18日（金）午後1時より全提案者に書面で通知するとともに、柏原市ウェブサイトにて結果を公表する。

(3) 評価項目、評価内容、評価基準及び配点

審査における評価項目、評価点、評価内容は「別紙 柏原市役所総合管理業務プロポーザル評価基準表」のとおりとする。

11. 契約の締結

- (1) 最優秀提案者と提案内容を踏まえた仕様書を作成し契約を締結するが、契約締結の協議段階で合意に至らなかった場合や、最優秀提案者が契約締結までの間において、「3. 参加資格」を満たさなくなった場合は、次点提案者と契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約保証金は、月額契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）に12を乗じて得た額の100分の10以上の保証金又はそれに代わる担保等とする（契約書（案）第4条を参考とすること）。
- (3) 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定による長期継続契約であるため、翌年度以降において、当該契約に係る予算の減額又は削減があった場合は、本契約を変更又は解除することがある。

12. プロポーザルに参加することができない者

- (1) プロポーザルにかかる所定の書類を指定日時までに提出しなかった者、又は提出しても柏原市が不適格と認めた者
- (2) その他、柏原市がプロポーザルに参加することが不相当と認めた者

13. 業務引継ぎ

業務の引継ぎは、決定業者と前契約業者との間で行うものとし、業務に支障が生じないよう万全を期すこと。

14. その他

- (1) 提出書類の作成等に要する費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出を受けた書類の返却は行わない。
- (3) 本プロポーザル実施にあたり、知り得た情報を本業務の目的以外に使用し、また第三者に提供しない。
- (4) 提案後に仕様書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (5) 契約締結後において、虚偽の記載等の不正と認められる行為があった場合は、契約の解除ができるものとする。

15. 提出先、問合せ先

〒582-8555 柏原市安堂町1番55号
柏原市総務部公有財産マネジメント課
TEL 072-920-7175
FAX 072-971-5089
メールアドレス kanzai@city.kashiwara.lg.jp

16. 契約締結結果について

選定結果については透明性を確保するため、審査結果を柏原市ウェブサイトで公表する。